

改正後	改正前
<p>（規則九―八第四章から第六章までの規定の適用の特例）</p> <p>第三条 前条第一項の規定により採用された職員に対する規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）第四章から第六章までの規定の適用については、規則八―一八（採用試験）第三条第一項に規定する経験者採用試験の結果に基づいて職員となった者として取り扱うものとする。</p> <p>（削除する）</p>	<p>第三条 削除</p> <p>（規則九―八第四章から第六章までの規定の適用の特例）</p> <p>第四条 第二条第一項の規定により採用された職員に対する規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）第四章から第六章までの規定の適用については、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該職員を当該各号に定める試験の結果に基づいて職員となった者とみなす。</p> <p>一 第二条第一項第一号の規定により採用された職員</p> <p>規則九―八第二条第六号に定める試験</p> <p>二 その者が有する公務に有用な資質、学歴免許等の資格等に照らして、規則八―一八（採用試験）の規定による試験の結果により採用をされた者であるとした場合において、その採用の基礎とされることとなる試験</p> <p>2 前項の規定により同項第二号に掲げる職員を規則九</p>

(削除する)

一八第二条第六号又は第九号に定める試験の結果に基づいて職員となった者とみなした場合には、その旨を人事院に報告するものとする。

(号俸の決定)

第五条 第二条第一項の規定により採用された職員の号俸は、採用の日の前日からその者の規則九一八第十五条の二の規定による経験年数に相当する期間をさかのぼった日に採用され、引き続き在職したものとみなして、当該さかのぼった日において同規則別表第二に定める初任給基準表の試験欄の結果に基づいて職員となつた者とみなすこととされた試験の区分を適用して得られる初任給を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に当該採用の日に受けることとなる号俸を超えない範囲内で決定するものとする。

2 第二条第一項第一号の規定により採用された職員について特別の事情により前項の規定により難いときは、あらかじめ人事院と協議して、その者の号俸を決定することができる。

(規則九一八の規定の適用に関する読替え)

第六条 第二条第一項の規定により採用された職員については、規則九一八第二十条の二第四項第一号中「第十八条第一号又は第二号」とあるのは「規則一―二四(公務の活性化のために民間の人材を採用する場合の特例)第五条」と、同規則第二十八条中「人事院の定める者」とあるのは「第十八条の規定の適用を受けた者及び人事院の定める者」と、「人事院の定める者」とあるのは「規則一―二四第五条の規定の適用を受けた者及び人事院の定める者」として、これら

(削除する)

（雑則）
第四条（略）

の規定を適用する。

（雑則）
第七条 この規則に定めるもののほか、公務の活性化のために民間の人材を採用する場合の特例に関し必要な事項は、人事院が定める。

○ 人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間） 新旧対照表（附則第三条関係）

改正後		改正前	
別表 人事管理文書の保存期間（第三条関係） 一（略） 二 給与		別表 人事管理文書の保存期間（第三条関係） 一（略） 二 給与	
(略)	(略)	(略)	(略)
人事管理文書の区分		人事管理文書の区分	
(略)	(略)	(略)	(略)
規則九 ―八（ 初任給 、昇格 、昇給 等の基 準）	第十三条第三項、第四 十六條第一項又は第四 十八條の二の報告の文 書等	規則九 ―八（ 初任給 、昇格 、昇給 等の基 準）	第十三条第三項又は第 四十八條の二の報告の 文書等
第十八条、第十九条た だし書、第二十条の二 第四項各号、第二十二 条第二項、第二十四条 の二第三項、第二十六 条第一項第二号（第二 十八条において準用す る場合を含む。）、第 三十条、第四十条、第 四十四條第二項、第四 十四條の二、第四十五 条、第四十八條、第四 十九條又は別表第二の	取得の 日	取得の 日	取得の 日
五年	(略)	五年	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
基準日	(略)	基準日	(略)
保存期間	(略)	保存期間	(略)

(略)	(略)	研究職俸給表初任給基準表の備考第一項の承認に関する文書等
(略)	(略)	
(略)	(略)	

三十三 (略)
十四 官民人事交流

(略)	(略)	人事管理文書の区分	(略)	基準日	保存期間
(略)	(略)	規則二一〇(国と民間企業との間の人事交流)	第十七条第二項の協議に関する文書等	取得の日	五年
(略)	(略)			(略)	(略)
(略)	(略)			(略)	(略)

十五 (略)
十六 任期付職員

人事管理文書の区分	基準日	保存期間
-----------	-----	------

(略)	(略)	十八条、第四十九条又は別表第二の研究職俸給表初任給基準表の備考第一項の承認に関する文書等
(略)	(略)	
(略)	(略)	

三十三 (略)
十四 官民人事交流

(略)	(略)	人事管理文書の区分	(略)	基準日	保存期間
(略)	(略)	規則二一〇(国と民間企業との間の人事交流)	第十七条第二項の協議に関する文書等	取得の日	五年
(略)	(略)			(略)	(略)
(略)	(略)			(略)	(略)

十五 (略)
十六 任期付職員

人事管理文書の区分	基準日	保存期間
-----------	-----	------

(略)	規則一 二四 (公務 の活性 化のた めに人 間の採 用する 場合の 特例)	(略)	人事管理文書の区分	(略)	規則二 三〇 (任期 付職員 の採用 及び給 与の特 例)	(略)	第四条の同意の文書等	(略)	任期を 定めた 任用の 終了し た日	(略)	三年	(略)
(略)		(略)	第二条第二項の報告の 文書等	(略)								
(略)		(略)	取得の 日	(略)	基準日							
(略)		(略)	三年	(略)	保存期間							

十七・十八
十九 その他 (略)

(略)	規則一 二四 (公務 の活性 化のた めに人 間の採 用する 場合の 特例)	(略)	人事管理文書の区分	(略)	規則二 三〇 (任期 付職員 の採用 及び給 与の特 例)	(略)	第九条の報告の文書等 第四条の同意の文書等	(略)	取得の 日	(略)	五年	(略)
(略)		(略)	第四条第二項の報告の 文書等	(略)								
(略)		(略)	取得の 日	(略)	基準日							
(略)		(略)	三年	(略)	保存期間							

十七・十八
十九 その他 (略)

備考
(略)

備考
(略)

○ 人事院規則九―九九（給与法別表第一イの備考(二)等の規定の適用を受ける職員） 新旧対照表（附則第五条関係）

改 正 後	改 正 前
<p>給与法別表第一イの備考(二)、別表第二の備考(二)、別表第三の備考(二)並びに別表第四イの備考(二)及びロの備考(二)の人事院規則で定める職員は、規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）第十二条第一項の規定に基づき、同規則別表第二に定める初任給基準表の試験欄の「I種（大卒）」又は「I種」の区分を適用してその受ける号俸を決定された職員とする。</p>	<p>給与法別表第一イの備考(二)、別表第二の備考(二)、別表第三の備考(二)並びに別表第四イの備考(二)及びロの備考(二)の人事院規則で定める職員は、規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）第十二条第一項の規定に基づき、同規則別表第二に定める初任給基準表の試験欄の「I種」の区分を適用してその受ける号俸を決定された職員とする。</p>

改正後

改正前

（交流採用職員の特例）
規定の適用の特例）

（交流採用職員の特例）
規定の適用の特例）

第二十二條 交流採用職員に対する規則九―八第四章から第六章までの規定の適用の特例）
第六項に規定する経験者採用試験の結果に基づいて職員となつた者として取り扱うことができる。

第二十二條 交流採用職員であつて、その者が有する知識経験、学歴免許等の資格等に照らして、規則八―一八（採用試験）の規定による試験のうちいずれかの試験の結果により採用された者に相当すると認められるものに対する規則九―八第四章から第六章までの規定の適用については、その者を当該試験の結果に基づいて職員となつた者とみなすことができる。この場合において、同規則第二條第六号又は第九号に定める試験の結果に基づいて職員となつた者とみなしたときは、その旨を人事院に報告するものとする。

（削除する）

（交流採用職員の号俸の決定の特例）

第二十三條 交流採用により新たに職員となつた者の号俸は、当該交流採用の日の前日から、その者の規則九―八第十五條の二の規定による経験年数に相当する期間をさかのぼつた日に採用され、引き続き在職したものとみなして、当該さかのぼつた日において、同規則別表第二に定める初任給基準表を適用して得られる初任給（前條の適用を受ける職員にあつては、その結果に基づいて職員となつた者とみなすこととされた試験の区分を適用して得られる初任給）を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に当該交流採用の日に受けることとなる号俸を超えない範囲内で決定することができる

(削除する)

9

(規則九―八の規定の適用に関する読替え)
第二十四条 前条の規定の適用を受ける交流採用職員に
ついては、規則九―八第二十条の二第四項第一号中「
第十八条第一号又は第二号」とあるのは「規則二―
〇(国と民間企業との間の人事交流)第二十三条」と
同規則第二十六条第一項第二号中「第十八条」とあ
るのは「規則二―〇第二十三条」として、これらの
規定を適用する。

改正後	改正前
<p>（任期付職員法第三条第二項の規定により任期を定めて採用された職員の規則九―八第四章から第六章までの規定の適用の特例）</p> <p>第九条 任期付職員法第三条第二項の規定により任期を定めて採用された職員に対する規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）第四章から第六章までの規定の適用については、規則八―一八（採用試験）第三条第一項に規定する経験者採用試験の結果に基づいて職員となつた者として取り扱うことができる。</p> <p>（削除する）</p>	<p>（第三条第二項任期付職員の規則九―八第四章から第六章までの規定の適用の特例）</p> <p>第九条 任期付職員法第三条第二項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第三条第二項任期付職員」という。）であつて、その者が有する専門的な知識経験、従事する業務等に照らして、規則八―一八（採用試験）の規定による試験のうちいずれかの試験の結果により採用された者に相当すると認められるものに対する規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）第四章から第六章までの規定の適用については、その者を当該試験の結果に基づいて職員となつた者とみなすことができる。この場合において、同規則第二条第六号又は第九号に定める試験の結果に基づいて職員となつた者とみなしたときは、その旨を人事院に報告するものとする。</p> <p>（第三条第二項任期付職員の号俸の決定の特例）</p> <p>第十条 新たに第三条第二項任期付職員となつた者の号俸は、採用の日の前日から、その者の規則九―八第十五条の二の規定による経験年数に相当する期間をさかのぼつた日に採用され、引き続き在職したものとみなして、当該さかのぼつた日において、同規則別表第二条に定める初任給基準表を適用して得られる初任給（前条の規定の適用を受ける職員にあつては、その結果に基づいて職員となつた者とみなすこととされた試験の</p>

(削除する)

区分を適用して得られる初任給)を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に当該採用の日に受けることとなる号俸を超えない範囲内で決定することができる。

(規則九―八の規定の適用に関する読替え)

第十一条 前条の規定の適用を受ける第三条第二項任期付職員については、規則九―八第二十条の二第四項第一号中「第十八条第一号又は第二号」とあるのは「規則二三―〇(任期付職員の採用及び給与の特例)第十条」と、同規則第二十六条第一項第二号中「第十八条」とあるのは「規則二三―〇第十条」として、これらの規定を適用する。

(雑則)

第十条 (略)

(雑則)

第十二条 この規則の定めるもののほか、任期付職員の採用及び給与の特例に関し必要な事項は、人事院が定める。